

新生!!

市民参加と議会改革を実現させる会派!

# 市民力通信

連絡先 TEL 070-8588 松戸市根本387-5 松戸市議会「市民力」  
電話・FAX 047-366-7338 Email keiji@mskj.or.jp

vol.19

第18回

市民力  
報告会

無料

8月2日 日 12:00~

古ヶ崎市民センター

CoCoTの理事をお招きして、  
裁判の真相について  
お話し頂きます！（予定）

## NPO賠償訴訟 え？ 市に責任は無し！? 事实上敗訴も「過失なかった」と市！

約3000万円がパー！

千葉県の補助金活用事業である緊急雇用創出事業「空き店舗を活用したまちづくり事業担い手育成事業」を巡り、市がNPO法人CoCoT（ココット）に対して損害賠償を求めた裁判で、第一審（松戸地裁）とは逆転する第二審（東京高裁）判決が出た。市は上告せず、市の敗訴が確定した。

6月議会の一般質問で、山中啓之（市民力）幹事長は①市は本當は県に補助金全額を返還する必要はなかったのではないか、②市が敗訴した理由の説明と責任、③ココットや市民への謝罪について厳しく追及した。

しかし、市は「過失は無かった」を繰り返すばかりで埒があかない。今定例会では超党派の計4議員から本件が取り上げられる異例の事態となったが、その中でも山中議員の質問内容が複数の新聞記事に掲載された（※下記注）。

**民間事業者（ココット）に裁判を仕掛けて、逆に敗訴。**  
補助金は既に県に返済済み。つまり、この結果に対する市職員の過失は問われず、市民の税金から約3000万円が補填（=穴埋め）されることになった！

**市民力は、引き続き原因究明と職員の処分や今後の改善について追及します。**

※注…朝日新聞、東京新聞（平成27年6月12日付）

## 市が負けた真相は！?

市が一向に明確に答弁しない敗訴の理由。そこで山中啓之幹事長と原裕二議員は判決文を入手し、ココットの代表・副代表（当時）及び弁護士から直接、話を伺った。

学生雇用について市職員が要綱を読み違えたことは一審判決から変わらず市に非があるようだが、どうやら二審判決に大きく影響したのは以下の2点である。

### （1）研修実態について

一審判決では研修の報告がないとされたが、ココットは全9回に亘る研修報告書を提出していた。市はこれらを紛失しつつ、「報告を受けていない」とした。しかし当時の課長補佐からココットへ受領を示すFAXが出されており、これが動かぬ証拠となつた。

### （2）雇用された者への研修日数

一審では「黙示の合意」である90日に満たないとして研修日数が充分でないと判断されたが、二審ではそれが覆つた。そもそも研修期間が短くなったのは、①市が契約を1ヶ月半以上伸ばしたこと、②事業期間の3分の2を終えても、3分の1しかお金を払っておらず、新規採用への金銭的障壁となつたこと、③東日本大震災（3.11）の影響などで、いずれも被告のせいではなかつたことが挙げられる。

## アレッほど賛成！ 裁判への道を決定付けた松戸市議会!!

平成24年度12月定例会 市長提出議案第57号 訴えの提起 業務委託契約の契約違反に伴う委託料の返還請求に応じないため、訴えを提起する。

### 反対した議員

**[市民力]**  
山中啓之  
谷口薰  
原裕二



**[無所属]**  
海老原弘 大橋博

### 賛成した議員

**[松政クラブ]** 杉山由祥 石井勇 木村みね子 張替勝雄 平林俊彦 小沢暁民  
**[市民クラブ]** 末松裕人 山口栄作 渋谷剛士 市川恵一 岩堀研嗣 大井知敏 深山能一 中川英孝  
**[公明党]** 城所正美 石川龍之 高橋伸之 伊東英一 飯箸公明 織原正幸  
諸角由美 矢部愛子 山沢誠 渡辺美喜子  
**[共産党]** 宇津野史行 伊藤余一郎 山口正子 高木健 高橋妙子  
**[緑]** 杉浦誠一 こひら由紀 川井清晶 鈴木大介  
**[駐・世民クラブ]** 二階堂剛 安藤淳子 関根ジロー  
**[無所属]** 中田京 桜井秀三  
※田居議長は採決に加わりません

議会の同意で  
裁判へ！

### ● 今回の一連の経緯（概要）●

- H24年 8月 松戸市が県に補助金の約3000万円全額の返還を決定、10月に返還
- 9月 市がココットに相応額を請求
- 12月 ココットに対する訴訟を市議会が議決（賛否は上記の通り）
- H25年 2月 市がココットに対して損害賠償等請求の訴訟を起こす  
訴えの根拠は不当利得と債務不履行
- H25年 6月 松戸地方裁判所にて第1審判決：賠償金額は松戸市3割、ココット7割
- 7月 ココット、東京高裁へ控訴
- 8月 市、ココットが管理中のサポートセンターの指定管理者の指定を取り消し
- H27年 3月 東京高等裁判所にて第2審判決：松戸市が主要部分で全面敗訴

本当に裁判以外の道は  
無かつたのでしょうか…?

